

令和 7 年度 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体（事業所の概要）

事業所の名称	社会福祉法人 鹿鳴福社会
事業所の所在地	印西市草深 2 4 9 6 - 1 0
事業所の連絡先	0 4 7 6 - 3 6 - 5 1 6 1
代表者指名	理事長 大澤 成行

2. 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	草深こじか保育園（幼保連携型認定こども園）
所在地	印西市草深 2 4 9 6 - 1 0
連絡先	0 4 7 6 - 3 6 - 5 1 6 1
施設長名	園長 野村 恵
開設年月日	平成 2 7 年 1 月 5 日

3. 施設の目的・運営方針

草深こじか保育園（幼保連携型認定こども園）（以下「当園」という。）は、教育・保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、教育・保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 当園は、「印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 10 月 7 日印西市条例第 14 号。以下「市運営基準条例」という。）その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

4. 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号定員	—	—	—	5 人	5 人	5 人	15 人
2・3 号定員	12 人	12 人	12 人	13 人	13 人	13 人	75 人
合計	12 人	12 人	12 人	18 人	18 人	18 人	90 人

5. 保育理念・保育方針・保育目標

保育理念

- ・園が子どもにとって「ハッピー」な場所である。
- ・園が地域資源となるべく、保育・行事を公表し一体感を深める。

保育方針

- ・子どもの健全な心身の発達を図る
- ・丈夫な身体 元気な子
- ・明るく優しい素直な子
- ・考えて実行するたくましい子

保育目標

『生きぬく力を育てる』

- ① 生活する力
- ② かかわる力
- ③ 学ぶ力

- ・わらべ歌を通してリズム・音を五感で感じ表現する楽しさを育てます。
- ・「はい」という素直な心「ありがとう」という感謝の心、いつも笑顔で明るい心を育てます。

6. 職員の配置

職種	職員数	職務内容	備考
園長	1 人	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。	
主幹	2 人	主幹保育教諭は園長を補佐し、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、保育内容について、他の保育士を総括する。	
保育教諭	20 人	保育教諭は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務に従事する。	
事務	1 人	園内諸業務に従事する	
看護師	1 人	利用乳幼児の健康状態を観察し健康管理等の業務に従事する。	
子育て支援員	5 人	地域の実情やニーズに応じた子育て支援を担う業務を行います。	
栄養士	1 人	子どもの栄養管理や食育推進に関する業務を行います。	委託
調理員	2 人以上	食事の提供に関する業務を行います。	委託

※当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日千葉県条例第 85 号）」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 7 日印西市条例第 14 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を入所児童数に応じて配置しています。

7. 当園における施設・設備等の概要

建物構造	木造 平屋建て
敷地面積	3,001 m ²
建築面積	976.28 m ²
延床面積	850.88 m ²

室名	面積 (m ²)	内法面積 (m ²)	備考
玄関 1	12.08		
玄関 2	12.08		
事務室・医務室	67.20		
乳児室・ほふく室 (0 歳) (1 歳)	87.52	84.85	25.0 人
沐浴室	4.26		
調乳室	4.26		

倉庫 1	6.40		
倉庫 2	13.65		
倉庫 3	8.00		
倉庫 4	8.00		
児童 WC1	18.68		
児童 WC 2	18.68		
SWWC	4.26		
多目的 WC	4.12		
職員 WC	16.88		

厨房	48.90		
下処理室	5.00		
食品庫	5.00		
検収室	10.00		
休憩室	12.5		
休憩室 WC	1.50		

子育て支援室	32.00	29.29	
保育室 1 (2 歳)	32.80	31.21	15.7 人
保育室 2 (3 歳)	49.37	45.95	23.2 人
保育室 3 (4 歳)	50.75	47.19	23.8 人
保育室 4 (5 歳)	49.37	45.95	23.2 人
遊戯室	136.00	132.83	
ステージ	24.00		
小計	749.96		

廊下・ホール 各室収納・その他	97.18		
合計	850.88		

屋外遊戯場	550.50		
-------	--------	--	--

8. 教育・保育の提供を行う日

当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日、2日、3日を除く。

なお、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- ・土曜日
- ・夏季休業 7月25日から8月31日まで
- ・冬季休業 12月22日から1月6日まで
- ・学年末休業 3月23日から3月31日まで
- ・学年始休業 4月1日から4月6日まで

9. 教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

- 月火木金 午前9時00分から午後1時00分までとする。
- 水 午前9時00分から午前11時30分までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

- 月～金 午前7時00分から午後6時00分の範囲内で利用、子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- 土 午前7時00分から午後5時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

- 月～土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分までとする。

土 午前 7 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(5) 保育利用、時間外保育利用の注意事項

時間外保育は保護者の方の就労などを考慮し通常保育時間内に園児を送迎することが困難な場合に申請するものです。時間外保育の必要な方は、「時間外保育申込書」を提出し、書類上の承諾をうけてください。また、時間の変更や利用の必要がなくなった方は、書類提出及び書類上の承諾が必要です。保育園が利用できるのは、基本的に就労時間(通勤時間を含む)のみです。保護者の方が、お休みの日は、基本的に家庭保育をお願いしています。仕事の前後や休みの際であっても、ご事情がある場合は保育園にご相談下さい。

※時間外保育の利用は、生後 6 ヶ月からとなっています。

※1 歳未満のお子さんは 18 時以降利用についてはご相談下さい。

※1 歳を過ぎて、保育時間を延長したい場合は申し出て下さい。

※緊急を要する場合はこの限りではありません。

※習い事等による兄弟児の保育は利用できません。

※延長保育料の月額申し込みは、前月の 20 日までに申し込み、書類の提出で利用可能です。

10. 利用開始及び終了に関する事項

(1) 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- ・利用定員に空きがない場合
- ・利用定員を上回る利用の申込があった場合
- ・当該入園志望者に特別な事情があると認められ本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

(2) 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- ・抽選及び面接により選考し、入園させる。

(3) 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号子ども」という。）及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号子ども」という。）については、支援法第 42 条の規定により、印西市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

(4) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(5) 退園又は休園しようとする 1 号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

(6) 当園利用の 2 号子ども及び 3 号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- ・子ども・子育て支援法施 第 20 条の規定に該当せず印西市が利用を取り消したとき
- ・支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
- ・市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(8) 修了

- ・園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

1 1. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日施行厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げるその他の便宜の提供を行う。

(1) 特定保育の提供

上記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育期間

夏期希望保育期間は 8 月 12 日～8 月 18 日

冬期希望保育期間は 12 月 26 日～1 月 5 日

特別保育の利用はご両親共に就労が基本となりますが、その他の理由で保育希望の場合はご相談下さい。申し込みについてはコドモンアプリ施設利用申請より園からお知らせする締め切り日までに入力をお願いします。3 歳児クラスから 5 歳児クラスの園児は特別保育期間の給食費は実費徴収となります。申し込み締め切り後にキャンセルされる場合、給食代金を徴収させていただきます。期日が過ぎてからの申し込みの場合は保育園へ直接ご連絡ください。また、コドモンアプリ保護者連絡に利用日時を必ず入力ください。締め切り後の保育利用はお弁当とおやつ持参でお願いします。

(3) 子育て支援事業（ちゅうりっぷルーム）

当園は、地域子育て支援拠点事業を実施します。

(4) 食事の提供

利用乳幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ（牛乳）	昼食	午後おやつ	備考
0 歳児	9 時 15 分	1 0 時 4 0 分～1 1 時 1 0 分	1 4 時 30 分	
1 歳児	9 時 15 分	1 0 時 5 0 分～1 1 時 2 0 分	1 4 時 30 分	
2 歳児	9 時 15 分	1 1 時 0 0 分～1 1 時 3 0 分	1 4 時 30 分	
3 歳児		1 1 時 2 0 分～1 1 時 5 0 分	1 5 時	
4 歳児		1 1 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分	1 5 時	
5 歳児		1 1 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分	1 5 時	

・献立表は毎月コドモンアプリ資料室で閲覧できます。

・2 歳児クラス以上の利用乳幼児は 1 回／月の園外保育日はお弁当持参です。0 歳児、1 歳児クラスは給食が提供されます。

完全給食（月曜日～土曜日）

当園では、栄養士の考えた「献立表」を毎月発行します。献立表をご覧になり、ご家庭のメニューを工夫し、その日不足しているものは取り入れて補ってください。毎日の献立写真（3 歳以上児クラスの量）を園内に掲示します。食材の仕入れ状況等により献立が変更になる場合はコドモンよりお知らせします。

～当園での目標栄養量～

1 日に必要な栄養は「日本人の食事摂取基準」をもとに設定し、当園ではそのうちの 3 歳未満児は 50 %、3 歳以上児は 40 % を目標としています。

お弁当の日について

季節によっては、保冷材を入れて下さい。

- ・トマト、ぶどうなどは誤嚥につながらないよう食材を半分にカットして持参して下さい。
- ・デザートは果物のみ持参可能です。菓子類、ゼリー等は禁止です。
- ・つまようじ、スティックは危険なので使用禁止です。

1 2. 食物アレルギーがある場合の給食提供について

- ・食物アレルギーについて、お子さんのアレルギーの程度によってはお弁当を持参していただく場合があります。
- ・0歳児クラスは除去食ではなく、アレルギー解除がない限りはお弁当持参です(給食と午後のおやつ食分)。
- ・お弁当は可能な限り、なるべく献立表に沿ってご準備ください(レトルト可)。
- ・1歳児クラス以上(普通食提供者)で給食が除去食対応となる場合、アレルギー除去食実施届出書及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(医師による証明)の提出が必要になります。

1 3. 利用料金について

- ・支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市区町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。支払い方法は、口座振替とする。
- ・市運営基準条例第13条第3項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- ・当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供に当たって当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価、及び特定教育・保育の提供における便宜に対する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受ける。

表 1. 特定負担額（保育認定子ども）

費用の種類	納付額	徴収の目的
施設整備費	月額 1,250 円	施設などの環境維持費 * 1
特別講習費（0・1 歳児） 特別講習費（2 歳児） 特別講習費（3・4・5 歳児）	月額 400 円 月額 1,500 円 月額 1,800 円	リトミック/月 2 回 リトミック/月 2 回・英語/月 2 回 リトミック/月 1 回・英語/月 2 回・体操/月 1 回

* 1 施設・遊具等の修繕

* 2 内容、実施回数、金額については次年度以降変更になる場合があります。

当日の出欠に関わらず、特別講習費用はご請求となります事をご了承下さい。

表 2. 実費徴収額（保育認定子ども）

費用の種類	納付額	徴収の目的
年 1 回でお支払い頂くもの		
保存食・非常水(全園児)	年額 保存食 700 円 年額 非常水 130 円	園備蓄
絵本代（2 歳児） 絵本代（3 歳児） 絵本代（4・5 歳）	年額 5,040 円 年額 5,520 円 年額 5,760 円	月刊絵本 * 3
月 1 回でお支払い頂くもの		
主食費（3・4・5 歳児） * 1	月額 1,800 円	
副食費（3・4・5 歳児） * 1	月額 6,000 円	
教材消耗品費(全園児)	月額 800 円	行事の参加賞、誕生日カード等 * 2
3 歳以上児年度初めにお支払い頂くもの		
体操服代一式	13,600 円	毎日の登園時に使用 * 3
通園カバン代	2,800 円	通園時・行事の際に使用
道具代	年額 4,600 円	のり・はさみ等の道具代
新入園児対象、入園時及び必要に応じお支払い頂くもの		
防災ずきん・おたよりファイル・帽子代（全園児）	4,130 円	備品
遠足等の園が定める行事参加費 （5 歳年長児全員）	実費	年長児の遠足は目的地により実費徴収 のある場合があります。

* 1 基本的に完全給食となります。（おやつも提供）

平日の月～金の給食費について（希望保育期間・土曜保育除く）、年間費用を 12 か月で割って定額月払いで設定しております。日割りの対応は行っておりません。

* 2 教材消耗品費の内訳は次の通りです。

行事の参加賞（運動会・夏祭り・わくわくお楽しみ会）、クリスマスプレゼント、誕生日カード・冠、
行事製作衣装費用、製作ファイル等

* 3 当園での徴収ではなく、チャイルドブックとの個別契約・注文となります。

表3. 特定負担額（教育認定子ども）

費用の種類	納付額	徴収の目的
入園料	20,000 円	入園受入準備費
施設整備費	月額 1,250 円	施設などの環境維持費*1
特別講習費（3・4・5 歳児）*2	月額 1,800 円	リトミック/月 1 回・英語/月 2 回・体操/月 1 回

*1 施設・遊具等の修繕

*2 内容、実施回数、金額については次年度以降変更になる場合があります。

当日の出欠に関わらず、特別講習費用はご請求となります事をご了承下さい。8 月は夏季休業の為、特別講習費は請求致しません。参加を希望される方は、事前に申し込みを行って下さい。また、参加回数に関わらず、全額ご請求となります事をご了承下さい。

表4. 実費徴収額（教育認定子ども）

費用の種類	納付額	徴収の目的
年 1 回でお支払いいただくもの		
保存食・非常水(全園児)	年額 保存食 700 円 年額 非常水 130 円	園備蓄
絵本代（3 歳児） 絵本代（4・5 歳）	年額 5,520 円 年額 5,760 円	月刊絵本*2
月 1 回でお支払いいただくもの		
主食費（3・4・5 歳児）*1	月額 900 円	
副食費（3・4・5 歳児）*1	月額 4,600 円 都度支払うもの 55 円	おやつ代（預かり保育利用時）
教材消耗品費(全園児)	月額 800 円	行事の参加賞、誕生日カード等*2
3 歳以上児年度初めにお支払い頂くもの		
体操服代一式	13,600 円	毎日の登園時に使用*3
通園カバン代	2,800 円	通園時・行事の際に使用
道具代	年額 4,600 円	のり・はさみ等の道具代
新入園児対象、入園時及び必要に応じお支払い頂くもの		
防災ずきん・おたよりファイル・帽子代（全園児）	4,130 円	備品
遠足等の園が定める行事参加費 （5 歳年長児全員）	実費	年長児の遠足は目的地により実費徴収のある場合があります。

*1 基本的に完全給食となります。（おやつも提供）

給食費については、年間費用を 12 か月で割って定額月払いで設定しております。日割りの対応は行っておりません。

*2 教材消耗品費の内訳は次の通りです。

行事の参加賞（運動会・夏祭り・わくわくお楽しみ会）、クリスマスプレゼント、誕生日カード・冠、行事製作衣装費用、製作ファイル等

*3 当園での徴収ではなく、チャイルドブックとの個別契約・注文となります。

【希望者のみ別途かかる月額費用】

費用の種類	納付額	徴収の目的
①おむつ・おしり拭きのサブスク費用 (0.1歳希望者)	3,278円	ムーニーのおむつとおしりふきの定額利用

※ サブスクの利用又は家庭からの持参のいずれかを選択できます。

利用申し込み/解約手続きは保護者の方ご自身でBABYJOB株式会社にご連絡をお願いします。

当園での徴収ではなく、BABYJOB株式会社との個別利用契約となります。

延長保育料について

区 分	時 間	単 価	月 額
1号認定 (月・火・木・金) (水曜日は11:30降園)	8:00～ 8:44	30分1回200円	
	13:00～15:59	30分1回200円	
	11:30～15:59 ※水曜日	30分1回200円	
1号認定 春期、夏期、冬期利用料 (月・火・木・金) (水曜日は11:30降園)	(月・火・木・金) 9:00～ 13:00	1日1100円 給食代込	
	水曜 9:00～11:30	1日500円 給食なし	
	8:00～ 8:44	30分1回200円	
	13:00～15:59	30分1回200円	
	11:30～15:59 ※水曜日	30分1回200円	
2・3号標準認定(平日)	7:00～17:59	延長料金はありません	
	18:00～18:29	30分1回200円	2000円
	18:30～18:59	30分1回200円	2000円
	19:00～19:29	30分1回500円	5000円
	19:30～19:59	30分1回500円	5000円
2・3号短時間認定(平日・土曜) 短時間認定の方の月極めはありません	7:00～ 8:29	30分1回200円	
	8:30～16:29	延長料はありません	
	16:30～18:59	30分1回200円	
	19:00～19:29	30分1回500円	
	19:30～19:59	30分1回500円	

保育標準時間認定の者は1回30分につき200円(18時以降)とする。

19時以降は1回30分につき500円とする。※延長料金は30分単位で上記の料金が加算されます
保育短時間認定の者は1回30分につき200円(8時30分以前と16時30以降)とする。

19時以降は1回30分につき500円とする。※延長料金は30分単位で上記の料金が加算されます

1 4. 嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いんざいさくらクリニック
医院長名	高島 照弘
所在地	千葉県印西市原 1 - 2 (ビックホップ内)
電話番号	0 4 7 6 - 8 5 - 4 7 0 0

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人社団 瑞祥会 いいづか歯科クリニック
医院長名	飯塚 真司
所在地	千葉県印西市草深 2 4 1 9 番地 9
電話番号	0 4 7 6 - 4 7 - 1 1 7 9

1 5. 非常災害時の対策

災害時発生後の利用乳幼児の引き渡しは原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて第二避難所（原小学校校庭）へ移動し、引き渡す場合があります。災害時の引き渡し場所はコドモン配信又は「災害伝言ダイヤル 1 7 1」に録音させていただきます。

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応する。
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 非常警報器具等 有 ・ 誘導灯等 有 ・ カーテンの防災処理 有
平時の避難	避難及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施致します。
防火管理者	園長 野村 恵
避難場所	草深こじか保育園園庭・原小学校

1 6. 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による当園を利用する子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

前条第 1 項第 2 号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第 25 条に規定する行為をいう。

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、印西市子ども家庭課・児童相談所等適切な機関に通告する。

1 7. 秘密の保持

当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに文書により本人の同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しております。

当園のご利用相談窓口	窓口担当者：主幹 佐々木 みか 苦情解決責任者：園長 野村 恵 電話番号：0476-36-5161
第三者委員	氏 名：圓尾 優子（民生委員） 電話番号：080-5193-6738

19. 第三者評価の実施状況

第三者評価受診状況	令和4年度実施済み
-----------	-----------

20. 課外のご利用について

兄弟児が保育園に在籍する場合

課外利用で保護者の方が見学をされる場合、在籍する兄弟児のお子さんは見学の時間に合わせてお迎えをお願いします。ご見学の間の兄弟児の保育は行っておりません。打刻を済ませ、兄弟児のお子さんと一緒にご見学ください。

保護者の方がお休みの場合

保護者の方のお休みの場合、在籍する兄弟児を含め家庭保育をお願いします。課外に参加をされる場合はその時間のみ、保護者の方がお子さんを課外にお連れになってください。ご見学の間の兄弟児の保育は行っておりませんので、兄弟児のお子さんと一緒にご見学ください。

課外へのお問い合わせ等について

当園では課外教室の月謝代のお預かりを行っていないので、各課外教室で支払方法をご確認下さい。お問い合わせについては、園に掲示いたしますので各自ご参照ください。

21. 時間外保育における延長保育料について

延長保育料の月額申し込みは前月の20日までの提出で翌月の1日から利用可能。就労証明書記載の内容により月額利用許可が必要となります。また第2子半額・第3子無料などの措置はありません。

※通常時間内にお迎えいただけない場合料金が発生します。都度申込書類を提出して頂きます。

22. 土曜日保育利用について

土曜日保育を希望される方は、事前申請が必要となります。

(1) 申し込み方法

前月の20日締め切りです。1ヶ月の利用回数分をコドモンアプリ保護者連絡機能欄に利用日時を記載し、お知らせください。電話・口頭のみでの利用申し込みはお受けできません。但し、当日の急遽キャンセルは必ず電話で連絡ください。

(2) 利用条件

土曜日保育利用は、ご両親の就労が条件となります。

また、土曜日保育利用については就労確認として「土曜保育就労確認書」の提出が必要となります。就労先の担当者名と社印を押印して頂き、前月20日までにコドモン予約に合わせてご提出ください。

(3) その他

土曜日保育を利用される利用乳幼児は、保護者の方のお休みに合わせて家庭保育のご協力をお願いいたします。

発熱時、下痢嘔吐、その他の対応

<u>保育園は欠席し、 ご家庭で要安静</u>	※発熱時間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃以上の発熱がある。 ・食欲がなく朝食、水分がとれていない。 ・24 時間以内に 38.0℃以上の発熱があった。 ・24 時間以内に解熱剤を使用したとき。 ・1 歳以下の乳児の場合は上記に加えて平熱より 1℃以上高いとき。 ・発熱や耳だれ、耳の痛みがある。 ・頭を打った場合は、病院受診をお願いします。また、24 時間をご家庭で様子見をお願いします。 ・下痢症状のあと、普通便が出ていない場合。 ・食事や水分を摂ると便が柔らかくなる、下痢症状になる。 ・骨折の場合はギブスが取れるまでは家庭保育 ・縫合処置をした時は、患部の安静が必要になるため抜糸後の登園
保育が可能な場合	※前日 37.5℃を超える熱がない ・熱が 37.5℃未満で元気があり機嫌がよい。 ・顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発疹がでていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・24 時間以内に解熱剤を使っていない。 ・24 時間以内に 38.0℃以上の熱が出ていない。 ※38.0℃以上の発熱があった場合、解熱後 24 時間以上経過してからの登園をお願いします。 ・下痢症状がなく、通常便になる。普段通りの食事ができる。 受診時に「おなかの風邪」、または「胃腸炎」との診断を受けた場合、保護者の方が記入する「登園届」の提出が必要になります。
保護者への連絡が望ましい場合	※37.5℃以上の熱がある。 ・下痢又は嘔吐を 1 回以上している。 ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・食欲がなく水分がとれない。 ・充血や拭いても続く目ヤニそれに伴うまぶたの腫脹等の症状があるとき。（予め症状がある場合は、登園前の受診をお願いします。） ※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。
至急受診が必要と考えられる場合	※38.0℃以上の発熱に関わらず ・顔色が悪く呼吸が苦しそうなとき。 ・小鼻がピクピクして呼吸がはやいとき。 ・意識がはっきりしていないとき。 ・頻繁な嘔吐や下痢があるとき。 ・けいれんがあった場合。

※発熱については、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断する。「2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より

【病院受診及び体調連絡届について】

- ・体調不良による欠席の場合はコドモン保護者連絡機能より症状を記載し園にお知らせください。
- ・体調不良による欠席・早退及び病院受診をされたときは登園される前日にコドモンアンケート機能より「病院受診及び体調連絡届」を入力してください。

【アレルギーについて】

- ・食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎があり、園にて配慮が必要なお子さんは、医師記入による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願いいたします。
- ・「アレルギー生活管理指導表」について、治療方針の変更があった際には再度提出をお願いいたします。
- ・食物アレルギーがある場合の給食提供については P5 の 10.「食物アレルギーがある場合の給食提供について」を参照ください。

【お知らせ】

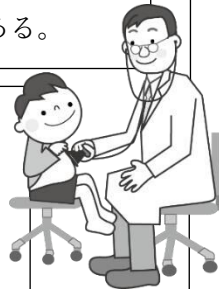
在園する保育園の園児もしくは同居の家族が麻疹を発生した場合、その園に在園する麻疹の予防接種を受けていない園児は、感染予防の緊急措置として、予防接種を受けるまで登園停止となることがあります。予防接種後の登園は副反応が出ることもあるため、控えてください。家庭で以下の状態のときは、体調が回復してから登園しましょう。保育中に以下の状態になったときは、ご連絡をしますのでお迎えをお願いします。

☆下痢の時は回数に限らずご連絡します。

- ・お子さまの一日でも早い体調回復のためにも、受診をお願いします。
- ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである。

☆発疹

- ・発熱とともに、発疹がある。
 - ・今までなかった発疹が出て、感染症と診断されたとき。
(発疹が出たら受診しましょう)
 - ・感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき。
 - ・口内炎のため、食事や水分がとれない。
 - ・とびひ・水泡
- ※範囲が広い、顔など覆えない(ガーゼやカットバンが貼れない)、滲出液(傷からジュクジュクした液)が多く他児への感染の恐れがあり、かゆみが強く、手で患部をかいてしまうとき。



☆嘔吐の時は回数に限らず連絡します。

- ・お子さまの一日でも早い体調回復のためにも、受診をお願いします。
- ・吐き気に伴い、体温がいつもより高めである。(37.5℃以上)
- ・食欲がなく、水分もほしがない。

☆咳

- ・夜間にしばしば咳のために起きる。
- ・現在連続した咳がある。
- ・喘息(ゼイゼイ、ヒューヒュー)や呼吸困難がある。
- ・呼吸がはやい。
- ・37.5℃以上の熱を伴っている。
- ・元気がなく、機嫌が悪い。
- ・食欲がなく、朝食、水分が取れない。
- ・少し動いただけで、咳が出る。

保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)より抜粋

- ◆いつもと様子が違うとき、感染症が疑われるとき、怪我をした時など保護者へ連絡をいれます。
- ◆万が一、園内でこどもが怪我をした場合は怪我の程度や状態によっては看護師又は保育士が引率のもと、医療機関を受診することがあります。医師の所見を共有する為にも保護者の方も立ち合いをお願いします。

保育園での与薬について

本来、主治医より処方された薬は、保護者の方が与えるべきものでありますが、やむを得ず保護者の方が与えることができないとき、保育園は『与薬依頼・確認書』に基づき、医師の指示どおり与薬をおこないます。保育園での与薬は、誤飲等の事故防止のために、受診時に保育園に通っていることを伝え、可能な限り保育園で与薬をしないで済むよう処方していただきます。(朝夕2回など)

昼食時に処方された薬の与薬に限り、保護者との信頼関係のもと、保育士が1回分のみをお預かりします。ただし、状況によっては園での与薬ができない場合もありますのでご了承ください。

◎与薬が必要な場合は『与薬依頼書』に必要事項を記入して添付し、薬1回分(シロップの場合も)のみをお持ちください。(外用薬は容器ごとでも可) ※HPより印刷が可能です

◎透明なジップロック等の封のできる袋に医師発行の投薬指示書、与薬依頼書、お薬を入れ登園時に手渡しで職員に預けてください。

◎お預かりできるのは処方薬のみです。市販薬や保護者の判断で持参した薬はお受けできません。また、処方日数を超えた薬もお預かりできません。

◎薬と与薬依頼書は、必ず職員に手渡してください。

◎薬は処方した医師(医院)名か調剤薬局名の分かる袋または容器に入れてお持ちください。

◎薬にはフルネームを容器自体及び薬包に明記してください。

◎慢性疾患等で決まった時間に長期間与薬(外用薬も含む)しなければならない場合はご相談ください。

◎座薬や頓服薬はお預かりできません。ただし、熱性けいれんのある方はご相談ください。

◎外用薬については朝・晩の使用だけで不足する場合に与薬いたします。

◎保護者の方がご自宅にいる場合にお子さんが体調不良の場合は、家庭保育のご協力をお願いいたします。

◎軟膏塗布する場合、使い捨て手袋をご持参ください。

◎熱性けいれんなどで特別な対応、与薬が必要な園児は診断書、特別与薬申込書等の提出が必要になります。

※入園時、状態、治療方針が変わるとき、園から提出依頼があった場合は提出ください。

病児・病後児保育〈おひさまルーム〉のご案内

子育てと就労の両立の支援として、集団生活が困難な時に一時的に保育を行う事業を印西総合病院内で実施しております。

名 称：印西総合病院おひさまルーム

保育実施時間：8時～18時

連絡先番号：直通0476-47-5635

事前登録制・予約制となっております。必要な書類を園で用意していますので必要な方はお声かけください。

感染症による「こども園登園停止期間の基準」について

こども園は、乳幼児が集団で長時間の生活を共にする場です。感染症の集団感染や流行をできる限り防ぐことはもちろん、ひとりひとりのお子さんが快適に生活することが大切です。

下記の感染症にかかりましたら、登園の目安をよくお読みになりかかりつけの医師の診断に従い各書類を園に提出してください。くれぐれも無理のある判断はせず、十分に回復してから登園するようご配慮ください。

○医師の診断を受け、医師が記入する登園許可証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 （みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から7痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺、の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－（※）	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服薬しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	－（※）	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保育者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	－（※）	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染性 （髄膜炎菌性髄膜炎）	－（※）	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

○医師の診断を受け、**保護者が記入する登園届が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎 （うつる肺炎）	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通便が出て普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の終日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	発症する 1 日前から感染力を持ち、潜伏期間は1～2日。感染力は、発症後一週間程度持続。	発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染のリスクが高い	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること（無症状感染者は検体採取日を0日として、5日を経過すること）

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、それぞれの登園届があります。

※各届け出は HP よりダウンロードできます。

2.3. コドモンアプリについて

(1) 出欠・遅刻連絡

保護者専用マイページより、出欠や遅刻の連絡がワンタッチで行えます。8時45分までの入力をお願いします。8時45分以降は、園へ直接電話連絡をお願いします。朝のスタートは、お子さんの成長に大きな影響を与えますので早寝・早起きをし、必ず朝食をとって登園しましょう。9時までの登園をお願いします。また、登園後のお迎え時刻の変更等は保育園へご連絡をお願いします。

(2) 延長料金・教材費等、支払いについて

保護者専用マイページ、その他・請求情報にて確認出来ます。

保護者専用マイページにて、毎月の保育料等の請求金額をご確認いただけます。

お支払に関しては保護者専用マイページより振替口座登録を各自行っていただき、毎月 20 日（振替日が休日の場合は翌営業日となります）にご登録いただいた口座より引落しさせていただきます。

(3) 教材費等の支払い方法について

保護者専用マイページより個々に確認下さい。

(4) 登降園時のタッチパネル打刻について

時間外の保育料については、公平に料金を徴収するためにも、以下の事をお守りいただけますようお願い致します。

登園時のコードモン打刻

登園直後に、タッチパネルの打刻をする。朝の支度・お子さんを預けるのは打刻を済ませてからとなります。

降園時のコードモン打刻

お子さまと帰りの支度を済ませ、帰る直前にコードモンの打刻をする。

※お子さんの名前を確認し、打刻は必ず、保護者の方が行って下さい。

2 4. 送迎時の注意事項

お子さんの送迎は原則的に父母としますが、別の方の送迎は前もってお知らせください。送迎の際は、必ず園の職員に声をかけてください。朝食は必ずとり、排尿・排便も済ませる習慣をつけ、朝 9 時までに登園しましょう。送迎は、保護者の責任で毎日行い、都合により保護者以外の方がお迎えに来る場合は事件事故防止のため、「何時に」、「園児と、どんな関係の」、「〇〇がお迎えに行きます」と事前に詳細を園に連絡を入れてください。事前連絡がない場合、お子さんの引き渡しは出来かねますので、ご承知ください。送迎時は、保護者の責任のもと安全のためしっかりと手をつなぎ、お子さんだけが自動扉や門扉から出て駐車場に出て駐車場を横断するような事のないようお願い致します。事件、事故、怪我の際、園は責任を負いかねます。

2 5. 不審者侵入予防のためのお願い

当園では、不審者対応のため防犯カメラを設置しております。また不審者侵入予防のため、自動ドアに暗証番号を設定しております。保護者以外の方の目の前で暗証番号を押し「ご一緒にどうぞ」と、入室をしないようにお願いします。保護者以外の方はインターホンを押して入室許可を得てから園内にお入り頂きます。

(9:00~16:00 の間は、1 号認定のお迎えの時間以外、自動ドアを施錠しています。)

2 6. 緊急時の対応について

大きな地震や災害などの不測の事態には保育園では以下のように対応します。

- (1) 利用乳幼児は、園にて保護しておりますが、速やかに保護者もしくは第 3 者の方がお迎えにきてください。尚、当園では年に 1 回、9 月に第 3 者による引き渡し訓練を行います。(訓練を含み、第 3 者の設定が難しい場合は、保護者の方でも可能です。)
- (2) 保護者または災害時連絡先にあたる方に引き渡しを行います。引き渡しの際に引き渡しカードや身分証明書の提示をお願いします

(3) 状況により安全な場所へ避難することがあります。

緊急避難場所：草深こじか保育園 園庭又は原小学校

(4) 自然災害及び感染症拡大防止に向けて園から短時間保育、家庭保育又は休園依頼があった場合はご協力下さい。

2 7. 服装と持ち物

持参するすべての持ち物は、フルネームで名前を書いてください。

- ・おさがりなどは必ず名前を書き換えてください。

服装について

- ・できるだけ薄着をさせて活動しやすいようにお願いします。
- ・体にあったサイズのもの・おしゃれ着ではなくシンプルなものを用意してください。
- ・活動時に危険につながるヒモ、フードつき上着、スカートやワンピース類は禁止させていただきます。
- ・ボタン付きの衣服は誤飲防止のため禁止させていただきます。

3 歳児以上児クラスについて

- ・年間を通じて体操服登園をお願いします

乳児クラスの着替えについて

- ・こまめに着替えることがありますので、ロッカーに常時着替えを3セット以上入れておくようにお願いします。

髪ゴムについて

- ・髪ゴムは飾りのついていないゴムをお願いします。シリコンゴム、ピン類は誤飲防止のため禁止させていただきます。

下着のパンツやおむつについて

- ・下着のパンツやおむつの衛生品は新しいものをお渡ししますので、買い取り翌月引き落としになります。

通園かばんについて

・紛失防止のため必ず記名してください。キーホルダーは1個までとさせていただきます。誤飲防止のため、細いビーズが付いていたり、取れやすいキーホルダーや缶バッチ、ピンバッチ等はつけないようにお願いします。

2 8. 給食について

子どもたちは集団で楽しく食べるにより、食べ物に深い興味を示し、健康の知識を得ることや、望ましい食事の習慣やマナーを学びます。

0 から 5 歳児→1 年を通して完全給食です。

但し、3 から 5 歳児の特別期間と土曜日保育利用の給食提供は利用分を実費徴収します。

キャンセルについて

3 から 5 歳児の土曜日保育及び特別期間の保育のキャンセルはお受けいたします。但し、申し込み後の給食キャンセルについては、食材の発注を前月事前に行っていますので、給食費は徴収させていただきます。

締め切り後の申し込みについて

やむを得ず前月の 20 日の締め切りを過ぎてからの特別期間、土曜保育利用申し込みについては、事前発注のため、お弁当・おやつ持参です。

食物アレルギーがある場合の給食提供について

「P6 の 10. 食物アレルギーがある場合の給食提供について」を参照ください。

29. 各種届出書について

職場や勤務時間が変わった、引っ越しをした、妊娠をした等周辺に変更のあった場合は支給認定の変更等、必要な場合がありますので必ず職員までお知らせください。以下の各届出書は当園のHPよりダウンロードが可能ですのでご利用ください。

- ・登園許可証明書（医師記入）
- ・時間外保育申請書
- ・登園届（保護者記入）
- ・インフルエンザ療養報告書（保護者記入）
- ・与薬依頼書
- ・就労証明書
- ・土曜保育就労確認書

30. 配布物、園からの連絡について

お手紙関係について

おたよりファイルに挟んで持ち帰ります。毎日ご確認ください。園だより、クラスだより、保健だより、献立表はコドモンアプリ資料室で閲覧できます。

連絡帳について

連絡帳は0歳児のみです。登園の際に連絡帳用紙をおたよりファイルに挟み提出をお願いします。1歳以上のクラスでは連絡帳はございません。園での様子はお迎え時にお伝え致します。また、登園後のご家庭からの連絡は直接、当園にお知らせください。担任への電話の取次ぎは、午睡時間中12時～14時の間でのご協力をお願いします。

31. 日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

在園児の不慮の事故に備え、日本スポーツ振興センターの災害給付制度へ加入していただきます。保育中または登降園中に起きた事故・保育園の管理下における災害に対し支払った医療費を助成する制度です。（保護者負担金があります）利用するには条件がありますので、詳細は日本スポーツセンターHPをご参照ください。万が一、園内で怪我をした場合は、怪我の程度や状態によって、看護師又は保育教諭が引率のもと、医療機関を受診することがあります。医師の所見を共有するためにも保護者の方も立ち合い可能な場合はご協力をお願いします。

※初回契約時に配布の独立法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入についてをご参照下さい。

32. カメラ撮影について

園主催の行事、運動会、親子遠足、わくわくお楽しみ会、卒園式、誕生会では、ご自身のお子さんのみ限定でカメラ、動画撮影が可能です。それ以外については掲示物、保育の様子を含みカメラ、動画撮影は禁止とさせていただきます。

33. 安全に対する配慮

お子さんが安全で安心して園生活を送れるよう環境を整え、毎月の避難訓練、防犯訓練や、年1回の消防署合同避難訓練、第3者引き渡し訓練を実施し、安全に対する知識と技術を身に付けられるようにします。

3 4. 送迎時の駐車場利用について

保護者の皆様にご協力頂き、限りある駐車場をお子さんの送迎時にご利用いただいております。危険のないように、ご利用いただくために、下記の注意事項の確認をお願い致します。

- (1) 駐車場は、一方通行です。車はバックで駐車、前向き駐車は禁止です。
- (2) 駐車場に入る際は、一時停止をし、歩行者や自転車がいないことを確認してから徐行でお進み下さい。
また、駐車場から出る際には、必ず歩道の手前で一時停止するようにお願いします。
- (3) 駐車場内は、お子さん等も歩いていますので、徐行をお願い致します。
- (4) お子さんを乗り降りさせる際には、他の車に注意し、安全を確認し、お子さんから離れずに、手をつないでお連れ下さい。
- (5) 駐車場から保育室への送迎は正面玄関から自動扉を開錠してお入り下さい。
- (6) 鍵をかけていても「車上荒らし」の危険がありますので、車を降りる際には、貴重品を必ずお持ちください。
- (7) 利用乳幼児の送迎時については、車の出入りが混雑するため、速やかに降園をお願いします。
- (8) お迎え時、園庭や駐車場で遊ぶ事は、安全への配慮の為、禁止させていただきます。
- (9) 課外教室のある日は駐車場が混雑します。時間に余裕を持ってお迎えをお願いします。
- (10) 身障者スペースはお身体の不自由な方のご利用スペースです。それ以外の方の利用は基本的に禁止です。

※駐車場内でのトラブル、事故など園では一切責任を負いかねます。

3 5. その他の留意事項

- ・当園の敷地内は全て禁煙です
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい
- ・給食費、諸経費を滞納しないようお願いします
- ・園が許可している行事の写真撮影については、各個人のみ（他児の撮影は禁止）とします
- ・自然災害、また感染症拡大防止に向けて、園から短時間保育、家庭保育、または休園依頼があった場合はご協力下さい

同意書を当園に提出をお願いします。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

同意書

当園における保育提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：草深こじか保育園（幼保連携型認定こども園）

説明者職名：園長 野村 恵

私は、本書面に基づいて草深こじか保育園（幼保連携型認定こども園）の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

園児氏名：

園児氏名：

保護者氏名：

㊞

児童から見た続柄：
